

消火器や誘導標識はご自身で点検報告ができます

生命・身体・財産を守るため、点検・整備は欠かせません！

防火対象物（建物）には、消火器や自動火災報知設備等、各種の消防用設備等が設置されていますが、これらは平常時に使用することがないため、いざ火災が発生した時に確実に作動し機能を発揮するかどうかを、日頃から確認しておくことが重要です。

そのため、消防法では、防火対象物の関係者（所有者・管理者・占有者）に消防用設備等を定期的に点検し、その結果を消防署長に報告することを義務付けています。

関係者の方の中には、設置している消防用設備等が消火器や誘導標識だけであるため、「依頼してまで点検するのは・・・」と点検報告をためらっている方もいらっしゃるのではないのでしょうか？

実は、防火対象物の規模や用途によっては、ご自身で点検していただくことが可能です！

消火器と誘導標識について、ご自身で点検して報告することが可能な防火対象物かどうか、次の項目に沿って確認してみましょう！

○ 確認手順

1 防火対象物の延面積は 1,000 平方メートル未満ですか？

はい → 2へ進んでください。

いいえ → 消防法令により、有資格者による点検が必要です。消防設備士又は消防設備点検資格者に点検を依頼しましょう！

2 階段が建物の内部に 1 つのみで、3 階以上の階又は地階に特定用途（飲食店や物販店等不特定多数の者が出入りする用途）がありますか？

はい → 消防法令により、有資格者による点検が必要です。消防設備士又は消防設備点検資格者に点検を依頼しましょう！

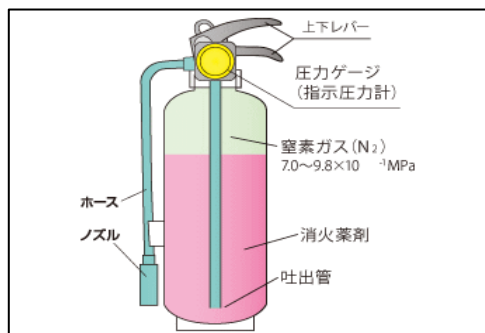
いいえ → 「3消火器の点検について」、「4誘導標識の点検について」へ進んでください。

3 消火器の点検について

(1) 設置してある消火器は製造年から 3 年以内（加圧式消火器）又は 5 年以内（蓄圧式消火器）ですか？

はい → (2)へ進んでください。

いいえ → 専門的な知識及び道具を用いた点検が必要となります。確実な点検を行うためにも、消防設備士又は消防設備点検資格者に点検を依頼しましょう。



一般的な粉末消火器で、左図のように圧力ゲージがついているものは「蓄圧式消火器」、それ以外は「加圧式消火器」です。

(2) 外観において安全栓の封やホースと本体との接続部分に異常はありませんか？

はい → ご自身で点検ができます！

いいえ → 専門的な知識及び道具を用いた点検が必要となります。確実な点検を行うためにも、消防設備士又は消防設備点検資格者に点検を依頼しましょう。

